

広島県告示第千八十八号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定によって、次のとおり特定鳥獣の狩猟期間を延長する。

平成十九年十一月八日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 狩猟期間を延長する特定鳥獣の種類  
イノシシ

二 狩猟期間を延長する区域  
広島県全域

三 延長する狩猟期間  
特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画の期間内（平成十九年四月一日から平成二十四年三月三十一日まで）において、毎年二月十六日から二月末日まで